

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 64 号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表環境政策局の款適正処理施設部の項中「環境調査係長」を「環境調査係長 施設建設係長」に改め、同表行財政局の款サービス事業推進室の項の次に次の1項を加える。

防災危機管理室	危機管理課 長 防災課 長
---------	---------------------

第1条第1項の表行財政局の款人材活性化推進室の項中「市民応対向上係長」を「きょうかん推進係長」に改め、同款財政部の項中

財政課	調整係長 財政調査係長 予算第一係長 予算第二係長 資金係長 改革調整係長 行政経営係長
財産活用促進課	管理係長 審査係長 運用係長 測量係長

を

財政課	調整係長 財政調査係長 予算第一係長 予算第二係長 資金係長
経営改革課	改革調整係長 行政経営係長
財産活用促進課	管理係長 審査係長 債権回収促進係長 財産有効活用係長 測量係長

に改め、同表総合企画局の

款政策企画室の項中「企画第一係長 企画第二係長」を「企画係長」に改め、同款情報化推進室の項中「ITガバナンス推進係長」を「ITガバナンス推進係長 行政情報化推進係長」に改め、「行政情報化推進係長」を削り、同表文化市民局の款共同参画社会推進部の項中「企画係長 計画推進係長」を「計画推進係長 真のワーク・ライフ・バランス推進係長」に改め、同款市民生活部の項を次のように改める。

地域自治推進室	区政推進課 長 地域づくり推進課 長 市民活動支援課長 市民窓口企画課長	企画係長 調査係長 区政係長 総 合庁舎整備係長 地域振興係長 市 民活動支援係長 市民窓口係長
市民生活部	くらし安全推進課	くらし安全係長 防犯係長 路上喫煙対策係長
	人権文化推進課	企画係長 市民啓発係長
	消費生活総合センター	消費生活係長 相談係長

第1条第1項の表文化市民局の款文化芸術都市推進室の項中

国民文化祭推進課	企画係長	を削り、同款市民スポーツ
----------	------	--------------

振興室の項を次のように改める。

市民スポーツ振興室	スポーツ企画課長 スポーツ振興課長 京都マラソン推進課長
-----------	------------------------------------

第1条第1項の表産業観光局の款産業振興室の項中「産業振興課長」を「産業振興課長 企業立地推進課長」に、「企業誘致係長」を「企業立地推進係長」に改め、同款観光部の項を次のように改める。

観光MIC E推進室	観光おもて なし課長 観光戦略課 長 観光誘 客誘致課長 地域連携 観光課長	調整係長 受入環境整備係長 国内 戦略係長 国際戦略係長 観光誘客 誘致係長 地域連携観光係長
---------------	----------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------

第1条第1項の表保健福祉局の款保健福祉部の項を次のように改める。

保健福祉部	保健福祉総 務課	庶務係長 計理係長 労務係長 企 画調査係長 みやこユニバーサルデ ザイン推進係長
	監査指導課	監査指導係長 児童施設係長 障害 福祉・介護サービス係長
障害保健福 祉推進室	企画課長 在宅福祉課 長 施設福 祉課長 社 会参加推進 課長 ヘル パー派遣事 業課長	企画係長 在宅福祉第一係長 在宅 福祉第二係長 施設福祉係長 就労 支援係長 社会参加推進係長 精神 保健福祉係長

第1条第1項の表保健福祉局の款長寿社会部の項中「長寿福祉係長 生きがい支援係長 介護予防推進係長 施設整備係長」を「地域包括ケア推進係長 介護予防推進係長 在宅福祉係長 生きがい支援係長 施設福祉係長」に、「介護事業者係長」を「介護事業者第一係長 介護事業者第二係長」に改め、同款保健衛生推進室の項中「感染症予防第一係長 感染症予防第二係長 食品衛生第一係長 食品衛生第二係長」を「感染症予防係長 健

康危機対策係長 食品安全係長 動物愛護係長」に改め、同表都市計画局の款都市景観部の項中「広告物第一係長 広告物第二係長」を「広告物対策係長 広告物審査第一係長 広告物審査第二係長」に改め、同表建築指導部の項中「道路台帳整備係長」を「細街路対策係長」に、「安全対策第三係長」を「安全対策第三係長 耐震企画係長 耐震改修促進係長」に改め、同表公共建築部の項中「保全情報係長」を「保全技術係長」に改め、同表住宅室の項中

「

すまいまち づくり課	
住宅整備課	事業推進係長 計画係長 工事係長 改善企画係長 電気設備係長 機械設 備係長

を

」

「

すまいまち づくり課	
---------------	--

に改め、同表建設局の款土

」

木管理部の項中「技術調整係長 計画係長」を「計画調整係長 橋りょう第一係長 橋りょう第二係長」に改め、同表道路建設部の項中「事業調整係長」を削り、「建設第三係長」を「建設第三係長 建設第四係長」に改め、同表第2項を次のように改める。

2 エネルギー政策に係る調査、研究及び企画に関する事務を担当させるため、エネルギー政策推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を編成する。

第1条第5項中「、行財政局人材活性化推進室」を削り、同表第14項中「総合企画局政策企画室」を「環境政策局地球温暖化対策室にエネルギー政策部長、総合企画局政策企画室」に改める。

第2条第2項中「及び」を「その他」に改め、同表第17項中「京都創生推進部長」を

「エネルギー政策部長及び京都創生推進部長」に改める。

第6条第3項ただし書中「京都創生推進部長」を「エネルギー政策部長，京都創生推進部長」に改める。

第7条地球温暖化対策室の款中第5号を第7号とし，第4号を第6号とし，第3号を第5号とし，第2号の次に次の2号を加える。

- (3) エネルギーの需給に関する施策に関する調査，研究，企画及び調整に関すること。
- (4) エネルギーの需給に関する施策の推進に関すること。

第7条適正処理施設部の款施設整備課の項第2号を次のように改める。

- (2) 一般廃棄物処理施設（局の事業に係るものに限る。以下この項において同じ。）の新築及び増改築に関すること。

第7条適正処理施設部の款施設整備課の項中第10号を第11号とし，第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ，第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 一般廃棄物処理施設の建築設備の新設及び増設に関すること。

第8条総務部の款総務課の項中第10号を削り，第11号を第10号とし，第12号を第11号とし，同号の次に次の1号を加える。

- (12) 公立大学法人京都市立芸術大学に関すること。

第8条サービス事業推進室の款の次に次の1款を加える。

防災危機管理室

- (1) 防災，国民保護その他危機管理に関する事務の統轄に関すること。
- (2) 防災会議に関すること。
- (3) 地域防災計画に関すること。
- (4) 災害対策本部に関すること。
- (5) 国民保護協議会に関すること。
- (6) 国民保護計画に関すること。
- (7) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
- (8) 危機管理基本計画に関すること。
- (9) 危機管理本部に関すること。
- (10) 防災行政無線局に関すること。

第8条財政部の款財政課の項中第13号から第17号までを削り，第12号を第13号とし，第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ，第7号の次に次の1号を加える。

(8) 地域自主戦略交付金に関する事務の統轄に関すること。

第8条財政部の款財政課の項第18号を同項第14号とし、同項の次に次の1項を加える。

経営改革課

- (1) 行政運営の効率化及び適正化に関すること。
- (2) 外郭団体等の設置、運営等に関する総合的な調整に関すること。
- (3) 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例(以下「評価条例」という。)による事務事業の評価に関する事務の統轄及び評価条例による外郭団体の経営評価に関すること。
- (4) 外郭団体経営評価専門員に関すること。
- (5) 評価条例第11条第1項に規定する委員会(事務事業の評価に関するものに限る。)に関すること。

第8条財政部の款財産活用促進課の項第2号中「に関する企画及び立案」を「及び効率的な管理に関する事務の統轄」に改め、同項中第23号を第26号とし、第15号から第22号までを3号ずつ繰り下げ、第14号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 会社更生法に関すること。

第8条財政部の款財産活用促進課の項中第13号を第15号とし、第7号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 市内の土地に関する情報の収集等に関すること。

第8条財政部の款財産活用促進課の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市長が指定する市有債権に係る徴収金の徴収に関すること。

第8条税務部の款収納対策課の項第6号を削る。

第10条共同参画社会推進部の款の次に次の1款を加える。

地域自治推進室

- (1) 区政及び地域行政の総合化に関する調査、企画、連絡及び調整に関すること。
- (2) 区庁舎の整備に係る企画及び推進に関すること。
- (3) 行政区画に関すること。
- (4) 地域振興に関する調査、企画、連絡及び調整に関すること。
- (5) 京都市地域コミュニティ活性化推進条例による事務に関すること。

- (6) 区基本計画，合併建設計画及び過疎地域自立促進市町村計画に係る連絡及び調整に関すること。
- (7) 市民の公益的活動に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (8) 特定非営利活動促進法による事務に関すること。
- (9) 地縁による団体の認可に関すること。
- (10) 認可地縁団体の代表者等の印鑑の登録及び証明に関すること。
- (11) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (12) 戸籍，住民基本台帳及び外国人登録に関する事務の統轄に関すること。
- (13) 自動車の臨時運行に関すること。
- (14) 平和条約国籍離脱者の子孫の特別永住許可事務の統轄に関すること。
- (15) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律による事務の統轄に関すること。
- (16) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成15年京都府条例第35号)による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料の納付に関すること。
- (17) 個人の印鑑の登録及び証明に関する事務の統轄に関すること。
- (18) 町名証明に関すること。
- (19) 集会所新築等補助金の交付に関すること。
- (20) ちびっこひろばに関する事務の統轄に関すること。
- (21) 市政協力委員に関する事務の統轄に関すること。
- (22) 町名，町界変更審議会に関すること。
- (23) 証明書発行コーナーに関すること。
- (24) 区役所に関すること。
- (25) 市民活動総合センターに関すること。

第10条市民生活部の款区政推進課の項及び地域づくり推進課の項を削り，同款くらし安全推進課の項中第7号を第9号とし，第6号を第7号とし，同号の次に次の1号を加える。

- (8) 暴力団の排除のための施策の推進に関すること。

第10条市民生活部の款くらし安全推進課の項中第5号を第6号とし，第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ，同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関すること。

第10条市民生活部の款消費生活総合センターの項第4号中「消費者安全法」を「ガス事業法，電気用品安全法，家庭用品品質表示法，液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律，消費生活用製品安全法及び消費者安全法」に改め，同条市民スポーツ振興室の款を次のように改める。

市民スポーツ振興室

(1) スポーツの普及及び振興に関すること。

(2) 市民のスポーツ及びレクリエーションの指導及び奨励に関すること。

(3) スポーツ施設の調査及び整備計画に関すること。

(4) 体育関係団体との連絡に関すること。

(5) 京都市体育館，武道センター，西京極総合運動公園，横大路運動公園，宝が池公園運動施設，京都市都市公園条例による有料公園施設(宝が池公園子どもの楽園有料駐車場を除く。)，地域体育館，市民スポーツ会館，京北運動公園，黒田トレーニングホール，京北パラグライダー施設及び伏見桃山城運動公園に関すること。

(6) 体育協会に関すること。

第11条商工部の款商業振興課の項中第8号を第9号とし，第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 中小小売商業振興法による事務に関すること。

第11条観光部の款を次のように改める。

観光M I C E推進室

(1) 観光客及び国際会議等の誘致に関すること。

(2) 観光客及び国際会議等の受入れに係る環境の整備に関すること。

(3) 観光事業関係団体に係る連絡，調整及び助成に関すること。

(4) 観光施設に関すること。

(5) 観光客に関する統計に関すること。

(6) 観光行事に関すること。

(7) 首都圏におけるシティセールスに関すること。

(8) 観光振興推進会議に関すること。

(9) 宇多野ユースホステルに関すること。

第12条保健福祉部の款監査指導課の項第1号中「並びに社会福祉及び老人保健に係る

施設等の監査」を「，社会福祉に係る施設等，介護サービス事業者等及び有料老人ホームの指導及び監督」に改め，同項第3号を削り，同項第4号中「及び老人保健」を削り，「施設等」の右に「，介護サービス事業者等及び有料老人ホーム」を加え，同号を同項第3号とし，同款障害保健福祉課の項を削り，同款の次に次の1款を加える。

障害保健福祉推進室

- (1) 児童福祉法に関する事務(心身障害児に関するものに限る。)並びに身体障害者福祉法，知的障害者福祉法，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び障害者自立支援法に関する事務の統轄に関すること。
- (2) 児童福祉法及び障害者自立支援法による診療報酬の審査及び決定に関すること。ただし，児童福祉法によるものについては心身障害児に係るもの，障害者自立支援法によるものについては身体障害者に係るものに限る。
- (3) 障害児入所施設，児童発達支援センター及び障害者支援施設に係る許可及び認可並びに整備計画に関すること。
- (4) 指定障害児通所支援事業者，指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定に関すること。
- (5) 療育手帳の交付に関すること。
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神科病院の指定，指導及び監督に関すること。
- (7) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律による事務の統轄に関すること。
- (8) 障害者自立支援法(次号から第13号までにおいて「法」という。)による指定障害福祉サービス事業者，指定障害者支援施設，指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者(次号において「指定障害福祉サービス事業者等」という。)の指定に関すること。
- (9) 法による指定障害福祉サービス事業者等に対する報告の要求及び立入検査等に関すること。
- (10) 法による指定自立支援医療機関の指定，指導及び監督に関すること。ただし，更生医療に関するものに限る。
- (11) 法による高額障害福祉サービス等給付費の支給に関すること。
- (12) 法による地域生活支援事業(相談支援事業及びコミュニケーション支援事業に関す

るものに限る。)に關すること。

- (13) 法による障害福祉サービス事業(居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護及び行動援護に係るものに限る。)及び移動支援事業(本市が自ら障害者等の移動を支援する事業を行うものに限る。)の実施に關すること。
- (14) 特別児童扶養手当, 障害児福祉手当, 特別障害者手当及び福祉手当に關する事務の統轄に關すること。
- (15) 障害児福祉手当, 特別障害者手当及び福祉手当の支給に關すること。ただし, 区役所及び区役所支所の所管に属するものを除く。
- (16) 心身障害者扶養共済事業に關すること。
- (17) 理学療法士及び作業療法士奨学資金の貸与に關すること。
- (18) 職親の認定に關すること。
- (19) 障害者スポーツの振興に關すること。
- (20) 障害者の社会参加の促進に關すること。
- (21) 身体障害者相談員及び知的障害者相談員に關すること。
- (22) 障害程度区分判定等審査会に關すること。
- (23) 障害者施策推進協議会及び精神保健福祉審議会に關すること。
- (24) 身体障害者リハビリテーションセンター及びこころの健康増進センターに關すること。
- (25) 若杉学園に關すること。
- (26) 障害福祉サービス事業所, 障害者支援施設, 障害者スポーツセンター, 洛西ふれあいの里及び障害者教養文化・体育会館に關すること。ただし, 長寿社会部の所管に属するものを除く。
- (27) 障害者スポーツ協会に關すること。
- (28) その他身体障害者, 知的障害者及び精神障害者の保健福祉に關すること。

第12条子育て支援部の款児童家庭課の項第2号中「及び保健福祉部」を「並びに保健福祉部及び障害保健福祉推進室」に改め, 同項第3号から第5号までの規定中「保健福祉部」を「障害保健福祉推進室」に改め, 同項第14号中「母子福祉センター」を「ひとり親家庭支援センター」に改め, 同条長寿社会部の款長寿福祉課の項中第13号を削り, 第12号を第13号とし, 第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ, 第6号の次に次の1号を加える。

(7) 有料老人ホームの設置に係る届出の受理に関すること。

第12条長寿社会部の款長寿福祉課の項中第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、同号の前に次の2号を加える。

(14) 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業に関すること。

(15) サービス付き高齢者向け住宅の入居者に提供する高齢者生活支援サービスの審査に関すること。

第12条長寿社会部の款介護保険課の項第5号を次のように改める。

(5) 介護保険法による介護サービス事業者等の指定等に関すること。

第12条長寿社会部の款介護保険課の項第6号ただし書を削り、同条保健衛生推進室の款保健医療課の項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 動物愛護に関する事業の推進に関すること。ただし、保健所及び家庭動物相談所の所管に属するものを除く。

第13条都市企画部の款都市総務課の項第9号ただし書を削り、同款都市計画課の項第1号中「都市施設の計画及び地域地区」を「区域区分」に改め、同項中第12号を第13号とし、第2号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地域地区、都市施設及び市街地開発事業の指定に関すること。

第13条建築指導部の款建築指導課の項中第15号を第18号とし、第14号を第17号とし、同項第13号中「温室効果ガスの排出量の削減及び建築環境総合性能評価システム」を「指導、審査等」に改め、同号を同項第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例による事務に関すること。

第13条建築指導部の款建築指導課の項中第12号を第14号とし、第5号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 建築基準法による指定道路図及び指定道路調書に関すること。

(6) 細街路に係る対策の推進に関すること。

第13条建築指導部の款建築審査課の項第4号中「建築設備等」を「昇降機及び遊戯施設」に改め、同項第7号中「定期調査報告概要書」を「昇降機及び遊戯施設に係る定期検査報告概要書」に改め、同項中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号を第19号とし、同款建築安全推進課の項第4号中「特殊建築物等に係る」を削り、同項第5

号中「定期調査報告概要書」の右に「及び定期検査報告概要書」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、建築審査課の所管に属するものを除く。

第13条建築指導部の款建築安全推進課の項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 民間の建築物に係る耐震化の促進に関すること。

第13条公共建築部の款企画設計課の項第2号中「(市営住宅を除く。次号から第6号までにおいて同じ。)及び地方独立行政法人京都市立病院機構が所有する建築物」及び「及び維持修繕計画」を削り、同項第3号中「市有建築物」の右に「(環境政策局が所管する一般廃棄物処理施設その他これに関連する施設を除く。次号、第5号及び第7号において同じ。)」を加え、「及び増改築」を「増改築及び用途変更」に改め、同項第4号に次のただし書を加える。

ただし、整備支援課の所管に属するものを除く。

第13条公共建築部の款企画設計課の項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「及び増改築」を「増改築及び用途変更」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 地方独立行政法人京都市立病院機構が所有する建築物の新築及び増改築並びに建築設備の新設及び増設に係る保健福祉局に対する技術的指導に関すること。ただし、工務監理課の所管に属するものを除く。

第13条公共建築部の款整備支援課の項第1号中「(市営住宅を除く。次号、第3号及び第5号において同じ。)及び地方独立行政法人京都市立病院機構が所有する建築物」を削り、「保全」を「維持修繕計画及び耐震改修計画の技術的事項」に、「支援」を「指導」に改め、同号ただし書を削り、同項中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 地方独立行政法人京都市立病院機構が所有する建築物の建築改修設計及び設備改修設計に係る保健福祉局に対する技術的指導に関すること。

第13条公共建築部の款整備支援課の項第3号中「環境政策局」を「住宅室」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「市有建築物」の右に「(環境政策局が所管する一般廃棄物処理施設その他これに関連する施設を除く。第5号及び第8号において同じ。)」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、住宅室の所管に属するものを除く。

第13条公共建築部の款整備支援課の項第2号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 前号の修繕及び模様替えに付随して実施する建築設備の新設及び増設に関すること。

第13条公共建築部の款整備支援課の項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市有建築物の最適な維持管理を行うための計画に係る技術的支援に関すること。

第13条公共建築部の款工務監理課の項第1号中「、輕易な検査」を削り、同項第2号中「係る」の右に「保健福祉局に対する」を加え、同項第3号中「市営住宅」を「環境政策局が所管する一般廃棄物処理施設その他これに関連する施設」に改め、同条住宅室の款住宅政策課の項第3号中「特定優良賃貸住宅」を「地域優良賃貸住宅」に改め、同項第4号に次のただし書を加える。

ただし、保健福祉局の所管に属するものを除く。

第13条住宅室の款住宅政策課の項第7号を削り、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「係る」の右に「用地買収の」を加え、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律による事務に関すること。

第13条住宅室の款住宅政策課の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 分譲マンションの管理の支援に関すること。

第13条住宅室の款住宅管理課の項第1号中「及び付属施設」を「、付属施設等」に改め、同号ただし書を削り、同課すまいまちづくり課の項第1号中「大規模な改善等に伴う調整及び市営住宅の改修に係る計画」を「改善、修繕、除却等に係る調整及び計画」に改め、同項第2号中「及び住宅整備課」を削り、同項第5号中「醍醐団地総合再生事業、」を削り、同項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 住宅地区改良事業、住宅市街地総合整備事業等による建築物等の除却工事に関すること。

第13条住宅室の款すまいまちづくり課の項中第16号を第17号とし、第12号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 室の事業に係る土木工事に関すること。

第13条住宅室の款住宅整備課の項を削る。

第14条土木管理部の款調整管理課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条道路建設部の款道路建設課の項第2号中「の工事」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)